

出席議員（17名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
8番	斎藤	義勝	君	9番	平間	奈緒美	君
10番	佐々木	裕子	君	11番	安部	俊三	君
12番	森	淑子	君	13番	広沢	真	君
14番	有賀	光子	君	15番	舟山	彰	君
16番	白内	恵美子	君	17番	水戸	義裕	君
18番	高橋	たい子	君				

欠席議員（1名）

7番	秋本	好則	君
----	----	----	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会議務局長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成31年3月7日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第44号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第45号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第46号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第47号 柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第48号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第49号 柴田町駐車場条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第50号 柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第51号 柴田町下水道条例の一部を改正する条例

- 第10 議案第52号 柴田町給水条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第53号 柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第54号 指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）
- 第13 議案第55号 指定管理者の指定について（上川名構造改善センター、葉坂構造改善センター）
- 第14 議案第56号 指定管理者の指定について（富上農村公園、入間田農村公園及び成田農村公園）
- 第15 議案第57号 指定管理者の指定について（柴田町地域福祉センター）
- 第16 議案第58号 指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村）
- 第17 議案第59号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約について
- 第18 議案第60号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約について
- 第19 議案第61号 平成30年度柴田町一般会計補正予算
- 第20 議案第62号 平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第21 議案第63号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第22 議案第64号 平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第23 議案第65号 平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第24 議案第66号 平成30年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が7番秋本好則君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、8番斎藤義勝君、9番平間奈緒美さんを指名いたします。

次の日程に入る前に、昨日の会議において選任同意いたしました副町長、水戸敏見さんから挨拶の申し出がありますので、これを許します。水戸敏見さん、どうぞ。

〔水戸敏見君 登壇〕

○副町長（水戸敏見君） 昨日、選任同意いただきましたこと、感謝を申し上げます。

この職に就いて4年になります。果たして期待に応えることができたのか、ひどく心もとないのですが、あっという間の4年間だったような気がします。

昨日、選任いただいて、これからの4年間、少し考えてみたのですが、こちらのほうは何かひどく長く感じられます。ただ、望んで選任いただきました。泣き言はなしです。力を尽くしたいと思います。

人口が減っていく時代、まちが縮んでいく時代、どんなまちづくりがいいのか、進めていけばいいのか、最適解はまだ見つかっていません。ただ、考え続けます。4年後、この職を終えるとき、成果と言えるもの、たぶんひっかき傷みたいなものかもしれませんが、何か一つ残せばいいなというふうに思っています。

副町長として自分に足りないもの、幾つもありますが、体力だけはもちそうです。一生懸命取り組みます。

改めまして、これまでと変わらぬ皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、挨拶いたします。

日程第2 議案第44号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第45号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第44号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第45号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第44号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例及び議案第45号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、柴田町の交通指導隊及び防犯実動隊につきましては、隊員不足が課題となっております。

今回の条例改正は、定年を迎えた各隊員をそれぞれ再任用隊員として任用し、交通安全の保持及び犯罪予防のさらなる向上と隊員不足の解消を図るとともに、出動報酬の支給基準を改めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） それでは、議案第44号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例及び議案第45号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

最初に、議案第44号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例についてです。

議案書9ページをごらんください。

議案書説明の前に、今回の条例改正の趣旨について申し上げます。

2つありまして、1つ目は、入隊の年齢要件を緩和するとともに、70歳定年後、継続して隊員としての活動を希望する方の受け皿として再任用制度を導入することです。2つ目は、長年変わっていない隊員の処遇制度を見直してほしいという隊員からの意見、要望があったことを

踏まえ、出勤報酬の支給方法を月額支給から1回当たりの支給に見直すことです。

次に、条例改正に至った経過を申し上げます。

昨年、7月4日の交通指導隊・防犯実動隊全体会の終了後に隊ごとに打ち合わせを行いました。4月から柴田町消防団員に対して導入された再任用制度などについての意見を伺った際に、交通指導隊からそのほかの意見として、隊員としての待遇や報酬面で、現行制度では不十分であり、改善をお願いしたいという声がありました。8月に行った隊員の意向調査では、特に待遇改善、新規隊員の勧誘や再任用制度への対応が求められるという結果になりました。その結果を9月の交通指導隊幹部会議で報告し、意見を聞いたところ、以前から出ている話が繰り返されるだけでなく、具体的に前に進めるような形にしてほしいという強い要望が出されました。また、報酬など現状のままでは新規隊員を勧誘することもできないという意見もありました。そこで、12月の交通指導隊幹部会議において、再任用制度による入隊要件、それから出勤報酬の支給方法を見直す方向で進めることを説明し、ご了承をいただいたものでございます。

なお、防犯実動隊の幹部会議でも、交通指導隊にあわせて見直しをする旨の説明をしまして、ご了承をいただいております。

改めて、改正の内容についてですが、まず入隊の年齢要件を緩和することについて、現行の規定では入隊する際の年齢は20歳以上65歳未満となっておりますが、上限の65歳未満の規定を外しまして65歳以上の方も入隊可能とするものです。70歳を定年退職としているため、今まで入隊の意思があってもできなかった65歳から69歳までの方も入隊できるようになります。こちらの方を定年後の再任用職員と区別するため、基本隊員とします。

また、現隊員が70歳定年退職後に引き続き隊員として活動することを希望する場合には、再任用隊員として活用できるように再任用制度を設けました。こちらは、あくまで本人が再度隊員となることを希望した場合に受け入れ可能とするものでございます。

次に、隊員の出勤報酬の支給方法についてですが、今までの月額支給から1回当たりの支給に改めることとしました。これまで、1日に複数回出勤した場合でも支給される出勤額は2,000円となっており、隊員からは「職務に見合った適正な形にしてほしい」「新規隊員に声がけするにしても、これでは勧誘に協力できない」などの声があったことに対応したものです。

なお、隊長、副隊長、班長、隊員としての職務報酬については、変更はございません。

それでは、議案書の説明に入ります。資料9ページです。

第3条ですが、見出しを現行の「定員」から「定員及び種別」とし、第2項に隊員の種別を2つ規定しました。

第1号が基本交通指導隊員で、第2号に規定する再任用交通指導隊員以外の隊員となっておりますが、いわゆる20歳から入隊していた現行の一般の隊員になります。

第2号が再任用交通指導隊員になります。「隊員としての経歴があり、3月31日で年齢70歳以上の者」と規定しています。先ほど申しましたように、現在隊員の方が定年となった後に、あくまでも本人の意思で引き続き活動を希望する場合に、再任用交通指導隊員として町が任命し、活躍いただけるようにしたものです。

次に、第4条、任命の規定で、第1号の任命の対象者について、年齢の上限である「65歳未満」の文言を削除するものです。

第8条、定年による退職の規定ですが、定年退職は基本交通指導隊員だけに適用させるため、改正前の「隊員」の文言を「基本交通指導隊員」に改めるものです。

別表第9条関係ですが、本文第9条は、報酬の額及び支給方法についての規定になります。

別表中、職務報酬の年額のほうは、現行どおりで変更ありません。

出勤報酬ですが、改正前は日額2,000円と規定されており、1日に何回しても支給額は同じとなっております。改正後は、2,000円の額に変わりはありませんが、1回当たりの支給に改め、出勤回数に応じて支給することとしたものです。

10ページになります。

附則ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

続いて、11ページの議案第45号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例についてです。

改正の趣旨は、議案第44号の交通指導隊条例の一部改正と同様です。

第3条第2項において、隊員の種別を第1号の基本防犯実動隊員及び第2号の再任用防犯実動隊員とし、第8条において「隊員」を「基本防犯実動隊員」に改める以外はさきの改正内容と同じです。交通指導隊条例の一部改正にあわせて同様に改正をするものでございます。

以上が詳細説明となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

なお、質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 改正後に、70歳以上の者というふうに今度改めたということなんですが、それまでの経験を生かしてさらに70歳以上の者でもできるものということなんでしょうけれども、70歳以上で大丈夫なのかという素朴な疑問がありまして、お聞きいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今、高齢社会ということで、お年を召された方でも元気な方がたくさんいらっしゃる中で、隊員の中でも引き続きやってもいいという方もいらっしゃいますし、そういう意味では、再任用隊員としての職務は基本隊員と変わりはなくやっていただきたいと。ただ、ケース・バイ・ケースで、本人から申し出があった場合は多少は柔軟に対応したいとは思っていますが、基本的には同じことをやっていただきたいと思います。

ということで、あくまでも本人が引き続きやりたいという方についてなっただくということで、それは大丈夫なのかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 1回です。（「ああ、1回だったのか」「いや、一括です」の声あり）別な件ですか。（「いいの、再質問だから。3回までです」の声あり）はい、申しわけないです。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そういう趣旨については理解できます。ということで、今後こういった隊員からの意見などを聞くということのために間口を広げていただいて、それ以外は聞きませんということじゃなくて、本人の、隊員同士の気遣いや何やらかということで、お互いに気をつけながらやりましょうということでやっていただくようによろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号柴田町防犯実働隊条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第46号柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第46号柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の人事院勧告及び1月30日に開催された柴田町特別職給料等審議会の意見を踏まえ、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給額を引き上げるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、議案第46号柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正理由は、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給割合について、近年の人事院勧告の状況及び県内の他の市町村の期末手当の支給割合を踏まえて、同じ支給割合とするよう所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書13ページ、お開きください。

第1条、柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例です。

その他の給与、第4条第2項になります。期末手当支給割合については、改正前は期末手当基礎額に乗ずる割合を6月期「100分の140」、12月期「100分の155」としていたものを、改正後は6月期、12月期ともに「100分の167.5」とし、年間支給月数を2.95月から3.35月へ0.4月引き上げるものでございます。

次に、第2条、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例です。

期末手当、第4条第2項になります。期末手当支給割合について、改正前は期末手当基礎額に乗ずる割合を6月期「100分の140」、12月期「100分の155」としていたものを、改正後は6月期、12月期ともに「100分の167.5」とし、年間支給月数を2.95月から3.35月へ0.4月引き上

げるものでございます。

附則になります。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明といたします。よろしくご審議願います。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第47号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第47号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、し尿くみ取り原価の見直し及び平成31年10月1日から実施される消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する手数料を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） それでは、議案第47号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条

例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

し尿の収集、運搬及び処分の手数料の改正になります。

最初に、資料に基づき条例改正の概要についてご説明いたしますので、議案第47号関係資料をごらんください。

改正の内容でございますが、現行の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する利用者の手数料は18リットル当たり108円で、平成26年の消費税増税時に改正しております。

一般廃棄物を収集、運搬及び処理する業者は町で委託しており、その委託料は手数料相当分としております。しかし、公共下水道などの普及によるし尿処理量の減少や、収集、運搬、処分に係る人件費の上昇などにより、現行の委託料では委託業者の経営が困難になってきております。また、平成31年10月1日から実施される消費税率の改正により、さらなる経費不足となることが懸念されます。今後、し尿処理事業を安定的に継続していくために、適正な手数料へ見直しを行うものでございます。

手数料の改正です。18リットル当たり、現行の税込み108円から13円増額し、121円に改正するものです。

改正は、平成31年10月1日からとなります。

手数料の原価についてですが、経費の積算額です。し尿収集の現状につきましては、収集人口の減少に伴い排出量が年々減少しております。5年前と比較して約13%の減少となっております。また、人件費に関係します労務単価は年々増加しております。5年前と比較して約20%の上昇となっております。燃料費に関係します軽油価格においては、年により増減はありますが、平成30年度は平成25年度や26年度と比べますと若干低くなっております。これらの要因により、燃料費等については走行距離や軽油価格の減少で経費の減少は見られますが、人件費等の上昇と収集量の減少により収集量に対する経費は増加しております。手数料、つまり収集量に対する原価計算では、18リットル当たり税抜きで110円となります。

し尿くみ取り手数料の推移でございますが、直近の改正は平成26年で、現行の手数料になりますが、18リットル当たり手数料原価100円に消費税額8円を加えまして108円でしたが、平成31年度には今回の改正になります。原価で10円増額の110円となりまして、消費税10%分11円を加えまして121円に改正するものでございます。約12%の増額となっております。

今回の改正により、利用者の皆様には負担の増額をお願いするものです。しかし、し尿くみ取りの場合、平均世帯で標準的なベース360リットルを年間8回くみ取りをすることになります。これを1カ月当たりの処理手数料にしますと約1,613円となります。全てにおいて同じ利

用形態の比較とはなりません。浄化槽利用世帯の場合は点検や清掃の維持管理費は1カ月当たりおおむね4,200円、さらには下水道利用世帯では平均世帯の1カ月の使用料20トンの場合、下水道使用料は3,300円となります。これらと比較しても半額以下でまだ低廉な価格となっておりますので、今回の改正は利用者の皆様にはご理解していただけるものと考えております。

それでは、条文についてご説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例です。

別表第5条関係の改正です。

種別・し尿、取扱区分・収集、運搬及び処分をする時の手数料・18リットルにつき「108円」を「121円」に改正するものでございます。

附則になります。この条例は、平成31年10月1日から施行するものでございます。

以上で、柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） **討論なしと認めます。**

これより議案第47号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第6 議案第48号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） **日程第6、議案第48号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。**

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第48号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行により、これまで国が定めていた都市公園内における運動施設敷地面積の制限割合を条例で定めることとされたことから、都市公園法施行令に規定する基準を参酌し、条例の一部を改正するものです。あわせて、公園の廃止及び名称変更を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

議案第48号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は2点ございます。

1点目は、第2条の6、公園施設に関する制限等の追加についてでございます。ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、都市公園法施行令第8条第1項の改正がなされまして、従来、都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないとの全国一律の制限が設けておられましたが、障がい者スポーツ推進のためのバリアフリー化、それから国際大会開催に求められる競技施設の規格への適合のための改修を図る際に運動施設割合の上限が障害になっていることから、今般、運動施設の公園敷地面積に対する割合に関する制限が参酌基準化されまして、改めて100分の50を参酌して条例で定めるものでございます。

2点目は、別表第1についてです。

議案書18ページをお開きください。

別記1が改正後、それから別記2については改正前になります。

最初に、改正前にあります新宮前公園の廃止についてでございます。この公園については、土地所有者から無償借地をしまして公園としておりましたが、土地所有者から返還の申し出が平成21年度とそれから29年度にございまして、現在は全て返却しましたので、廃止ということをお願いするものでございます。

次に、白石川堤外地親水公園についての公園名称の変更についてでございます。今までは、しばた千桜橋を挟みまして、川側、それから県道側を1つの「白石川堤外地親水公園」として

おりましたが、この名称については市街地整備総合交付金事業を実施する際に事業名称としていたものでございます。現在は、通称で町民に広く親しまれている名称、川側を「白石川千桜公園」、県道側を「桜の小径公園」にそれぞれ名称の変更をお願いするものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 柴田町駐車場条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第50号 柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第49号柴田町駐車場条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第50号柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第49号柴田町駐車場条例の一部を改正する条例、議案第50号柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成31年10月1日から実施される消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場の使用料を改めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

議案第49号柴田町駐車場条例の一部を改正する条例についてでございます。

続いて、議案書25ページ、議案第50号柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例です。

関連がございますので、2議案について説明させていただきます。

お配りしています議案第49号、議案第50号関係資料をごらんいただきたいと思います。

町長の提案理由で申し上げましたが、本年10月1日から実施される消費税及び地方消費税の税率改正に伴いまして、柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場の使用料を改めるものでございます。

上の表が駐車場使用料、それから下の表が自転車駐車場使用料でございます。双方とも改正前が単価にそれぞれ消費税率5%を掛け、10円未満を切り捨てして算出した金額になっております。改正後は、単価にそれぞれ消費税率10%を掛け、10円未満を切り捨てし算出した金額に改めるものでございます。ただし、下の表、自転車駐車場使用料の自転車の一時駐車料金80円については、消費税率10%を掛けても88円となりますので、10円未満切り捨てで現行のまま、80円が変わらないということになります。

それでは、議案書23ページ、それから27ページの附則になります。

議案第49号、議案第50号とも、同一の附則でございます。

施行期日です。この条例は、平成31年10月1日から施行する。

経過措置です。この条例の施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例によるでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号柴田町駐車場条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました

日程第 9 議案第 5 1 号 柴田町下水道条例の一部を改正する条例

日程第 1 0 議案第 5 2 号 柴田町給水条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第51号柴田町下水道条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第52号柴田町給水条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第51号柴田町下水道条例の一部を改正する条例、議案第52号柴田町給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成31年10月1日から実施される消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、下水道使用料及び水道料金等を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案第51号柴田町下水道条例及び議案第52号柴田町給水条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

今回の2件の条例改正は、提案理由にございましたように、平成31年10月1日から実施される消費税及び地方消費税の税率改正に伴って、下水道使用料及び水道料金等を改めるものでございます。

初めに、柴田町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

柴田町下水道条例の一部を次のように改正いたします。

右側が改正前、現行の消費税8%課税の金額を表示しております。左側は、ことし10月からの消費税10%課税の改正後の金額を記載しております。全て内税表記であります。

第15条、下水道使用料の算定方法を規定しております。1カ月分の下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計額となっております。排出汚水量10トンまでは基本使用料としておりまして、改正前は1,587円60銭です。この税抜き額は1,470円ですが、改正後はこの1,470円の10%分、147円を1,470円に加えた1,617円に改正をお願いするものです。

次は、超過使用料の算定でございます。10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルの金額は、改正前165円24銭でありまして、税抜き額は153円です。改正後は、税抜き額の153円の10%分、15円30銭をプラスした168円30銭の金額に改正をお願いをするものです。以下、20立方メートルを超え50立方メートルまで、同様に1,000立方メートルまでの区分につきましては、記載している金額に改正をお願いするものでございます。

続いて、30ページ、附則でございます。

附則1の施行期日につきましては、消費税10%改正が施行開始される平成31年10月1日から、この条例を施行するものです。

附則の2、経過措置でございます。この条例による改正後は、本来は上記規定にて算出される料金となるところですが、この条例の施行日前から継続している公共下水道の使用料について、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の8%によるものとしております。これは、下水道使用料は水道の使用水量に応じて下水道使用料を算定しておりますが、水道の使用水量の検針は毎月10日から20日にかけて行われることから月をまたぐことになるため、10月末、11月末の下水道使用料請求には消費税8%の期間が含まれるため、10月1日の施行日以前から水道使用を継続している者については従前の8%規定で支払いを受けるものです。したがって、施行期日以前の使用料が含まれない12月の請求から改正後の新料金の対象となります。

続いて、31ページをごらんください。

柴田町給水条例の一部を改正することにつきましても、下水道と同様に消費税率改正に伴う改正でございます。

柴田町給水条例の一部を次のように改正するものです。

改正前が右の欄で、改正後が左の欄になります。

第23条、料金を規定しております。第23条第1項第1号、水道使用料です。1カ月分の水道使用料は、基本料金と水量料金の合計となります。アは、メーター口径ごとの1カ月あたりの基本料金です。口径13ミリメートル、改正前は1,069円20銭です。この税抜き額は990円ですが、改正後はこの990円の10%、99円を990円に加えて1,089円に改正をお願いするものです。以下、口径20ミリメートルから150ミリメートルまで、同様の算定でこの改正前の料金を改正後の料金をお願いするものです。

イの水量料金でございます。改正前、一般用、1立方メートルから10立方メートルまでの1立方メートル当たりの金額が改正前は108円です。税抜き額100円が、改正後は100円の10%、10円を加えた110円に改正をお願いするものです。以下、11立方メートルから20立方メートル、次に21立方メートルから次ページの50立方メートルまで、51立方メートル以上、さらにプール用、臨時用と、区分も同様の計算で算定した水量料金に改正をお願いするものでございます。

続きまして、第30条の加入金です。加入金は、建物の新築等により給水装置の新設または改造時をお願いしているものでございます。給水管口径13ミリメートルにおいて、改正前は4万2,120円で税抜き額が3万9,000円です。改正後は3万9,000円の10%、3,900円を加算した4万2,900円に改正をお願いするものです。以下、口径20ミリメートルから100ミリメートル以上まで、同様の計算で改正前の金額を改正後の金額をお願いするものでございます。

次に、附則でございますが、1の施行期日及び2の経過措置とも、先ほどの下水道条例と同様の内容となります。改正によりまして施行開始は平成31年10月1日となりますが、水道の使用水量検針が月をまたぐことになるため消費税8%の期間が含まれるため、10月分、11月分の水道料金は従前の8%にて支払いを受け、12月分の請求から改正後の新料金の対象となります。

お配りしております議案第51号、議案第52号の関係資料をごらんください。

これにつきましては、議案書の記載を一覧表に書いたものでございます。

上段に、1の下水道使用料の改正前後を記載しております。下水道使用料の税抜き額は、前回、平成25年の改正時と変わらないのですが、改正後が消費税10%の消費税額を加えたもので、改正前は8%の消費税を加えたものです。

中段、左側と左下の表が水道料金を示しており、中段右側が水道の加入金の改正分でございます。水道料金の税抜き額も下水道使用料同様に、前回、平成25年度の改正時と変わってはいりません。

右下の③、各家庭における算定料金をごらんください。今回の下水道使用料及び水道料金の改正によりまして、本町の平均的一般家庭、水道口径20ミリメートル、使用水量が20立方メー

トルを使用したときの料金の比較でございます。水道料金ですが、改正前5,292円に対し、改正後は5,390円と98円の値上げとなります。下水道料金は、改正前3,240円に対し、改正後は3,300円と60円の値上げとなります。1カ月当たりの上下水道料金、合わせまして改正前の8,532円が8,690円となり、月当たり150円の値上げ、年間では1,896円の負担増をお願いするものとなります。

以上の内容でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号柴田町下水道条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号柴田町給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第53号柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第53号柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書33ページをお願いいたします。

議案第53号柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日、その他の関係政令及び省令が平成29年9月1日及び平成30年2月16日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準を改正するものです。

今回の学校教育法改正法の概要でございますが、現行の大学制度の中に、専門の職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けることとされております。専門職大学または専門職短期大学とは、4年制大学及び短期大学と異なりまして、実習及び実験などを重視しまして即戦力となり得る人材の育成を目指す目的で設置される4年制または2年制の学校となります。4年課程の専門職大学は、前期課程（2年または3年）及び後期課程（2年または1年）に区分され、当該前期課程を終了した者は短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したとみなされ、短期大学士相当の学位が授与されることとなります。この制度改正を受けまして、上記条例における第3条及び第4条の資格の規定を改めるものでございます。

柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を次のように改正いたします。

左側に改正後、右側に改正前を記載しております。

第3条に布設工事監督者の資格を規定しております。これは、水道管の布設工事を施工する

際、工事の施工に関する技術上の監督業務を行う監督員の資格を規定しております。

第3号の「学校教育法による短期大学」の後に、今回の学校教育法の一部改正に伴い短期大学の卒業と同様の教育水準とみなされる、「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加えるものです。

また、1行下、「土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後」に続いて、法改正を受け「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加えるものです。

次に、第8号、技術士法の記述の中で、改正前、3行目以降に「（選択科目として上水道及び工業用水道」の後ろに「又は水道環境を選択したものに限る。）」とありますが、技術士法施行規則の一部を改正する省令により、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることとなることから、「又は水道環境」を削除し、あわせて平仮名表記の「もの」を、改正後は漢字の「者」表記に改めるものでございます。

続いて、第4条、水道技術管理者の資格を規定しております。水道事業を行う者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1人置かなければならないと規定されております。

第2号の2行目から、「土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後」の後ろに「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、また次の「同条第1号に規定する学校を卒業した者」の後ろに「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加えるものです。

続く、右側改正前の「同条第1号に規定する学校の卒業者」から続く「第3号に規定する学校の卒業者」、そして「第4号に規定する学校の卒業者」とありますが、「卒業者」を「卒業した者」に表現を改めるものです。

下側の附則でございます。1の施行期日につきましては、学校教育法改正法が施行される平成31年4月1日から、この条例を施行するものです。

附則の2、経過措置でございます。この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択していたものは、この条例の改正後の本条例第3条第8号の適用については、技術士法の第4条第1項の技術士試験の規定による第2次試験の上下水道部門合格者であり、上水道及び工業用水道を選択したものとみなされます。

以上の内容でございます。よろしくご審議のほう、お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号柴田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時45分、再開いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第12 議案第54号 指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）

日程第13 議案第55号 指定管理者の指定について（上川名構造改善センター、
葉坂構造改善センター）

日程第14 議案第56号 指定管理者の指定について（富上農村公園、入間田農村
公園及び成田農村公園）

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第54号指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）、日程第13、議案第55号指定管理者の指定について（上川名構造改善センター、葉坂構造改善センター）、日程第14、議案第56号指定管理者の指定について（富上農村公園、入間田農村公園及び成田農村公園）、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第54号から第56号までの指定管理者

の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、指定管理者制度により管理している公の施設が、平成31年3月31日で指定期間満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、同年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

議案第54号は、39施設ある柴田町地区集会所の指定管理者を指定するものです。

議案第55号は、上川名構造改善センター及び葉坂構造改善センターの2つの施設の指定管理者を指定するものです。

議案第56号は、富上農村公園、入間田農村公園及び成田農村公園の3つの施設の指定管理者を指定するものです。

指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議案書35ページをお開きください。

最初に、議案第54号指定管理者の指定につきまして、柴田町地区集会所になります。詳細説明を申し上げます。

現在町内にあります地区集会所の管理につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年間、各地区の行政区を指定管理者として指定しております。地区集会所につきましては、当該地区内の住民の方々の利用が主で、引き続き地区住民の方々に地域の交流と連帯感の向上を図ることを目的として管理運営をしていただくことが最適であることから、公募によらず、それぞれの地域の状況を熟知している地元行政区を指定し、管理していただくものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定しようとする法人その他の団体につきましては、35ページ、第1区集会所から、38ページの西住集会所までの39集会所で、それぞれ記載のとおりとなります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年間となります。

指定管理することにつきましては、各行政区から提出いただいた指定管理者指定申請書等をもとに、公の施設に係る指定管理者選定委員会における審査などの所定の手続を経て、指定管理者の候補者として選定しております。

現在、各行政区と集会所施設の管理に係る仮の基本協定書を取り交わしておりますが、この議案をもって本契約となるものであります。

管理のあり方につきましては、それぞれの集会所で建築年次や設備等に差異がありますことからその対応が異なり、各行政区の区長とそれぞれ協議を進め維持管理と改善に努めてまいりましたが、今後も地区住民の集会、その他行事に利用してコミュニティ活動を促進し、地域の交流と連帯感の向上を図るといふ集会所設置目的が達成できるよう、指定管理者とともに円滑な維持管理に努めてまいります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、議案第55号指定管理者の指定についての詳細説明をいたします。

議案書39ページをお開きください。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称ですが、上川名構造改善センター、葉坂構造改善センターです。

次に、指定をしようとする法人その他の団体ですが、上川名構造改善センターについては、柴田町大字上川名字館山90番地、第19行政区を指定管理者として指定しようとするものです。

次に、葉坂構造改善センターですが、柴田町大字葉坂字南東84番地、第25区行政区を指定管理者と指定しようとするものです。

指定管理の期間でございますが、いずれの施設も平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものです。

なお、指定管理者の選定の経過ですが、今回は前回同様に、公募によらない指定管理者の候補者として選定をさせていただき、最終的には団体から提出いただいた指定管理者指定申請書類等をもとに指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

選定の理由でございますが、2つの施設は、農村地域における農業振興及び集落機能の活性化を図るため、構造改善センターとして整備したところでございまして、受益者については区内の住民の利用が主でございます。地域の教養、趣味、娯楽、健康増進の施設として役割を果たすほか、ほ場整備事業等、あと営農相談等の話し合いの場としても利用されております。

また、この2つの施設については、前回の平成26年度から平成30年度の5年間、当該地区内の行政区のほうに管理を委託してきたところですが、この間、管理状況は良好であり、地域住

民に親しまれた施設となっているところでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

続きまして、議案第56号、同じく指定管理者の指定についての詳細説明をいたします。

議案書41ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、富上農村公園、入間田農村公園、成田農村公園でございます。

次に、指定をしようとする法人その他の団体でございます。富上農村公園については、第19行政区を指定管理者として指定しようとするものです。次に、入間田農村公園については、第22行政区を指定管理者として、最後に成田農村公園については、第26行政区を指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、指定の期間ですが、いずれの施設も平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものです。

なお、指定管理者選定の経過でございますが、今回は前回同様、公募によらない指定管理者の候補者として選定をさせていただきました。

選定の理由でございますが、農村地域では、農村地域の生活環境の改善を図り、地域住民の健康と福祉の増進に資するため、集落の中心となる公園としてこの3つの公園を整備してまいりましたが、受益者については当該地区内の農家及び地域住民の利用が主となっております。また、地域のイベントの中心の場になっている等、地域のコミュニティ増進の中で大きな役割を果たしております。

この3つの施設については、平成26年度から平成30年度の5年間、当該地区の行政区のほうに指定管理を委託しているところでございますが、この間の管理状況は良好でございまして、公園内の美化も保たれ、地域住民に親しまれた施設となっているところでございます。

つきましては、農村公園の管理運営について、地域の状況を熟知している当該行政区が行うことが適当と考えました。最終的には、団体から提出いただいた申請書類をもとに指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきますが、ご審議よろしく願います。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

議案第54号について、35ページの一番下に第6区集会所ということで、指定しようとする団体ということで第6A区行政区、36ページの一番上に第6B区集会所、第6B区行政区とあります。地元ということで、ちょっとあえて質問というより指摘したいんですが、昔は並松まで含めて第6区行政区という大きな区分だったんですが、住宅とかがふえて6Aと6Bに分けたんですが、私が指摘したいのは、ここに「第6区集会所」とありますが、もう第6区という行政区はなくなっているんですから、「第6A区集会所」というふうに名前を変えるべきではないかなと思うんですけれども。

この原案の指定管理という意味では、ちょっと内容は外れるかもしれませんが、あえてちょっとここでお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今現在、「第6区集会所」という名称になっております。それで、「第6A区集会所」と第6区行政区のほうから申し出がありましたら、条例で名称を変更させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 地元から申し出ないと変えないということなんですか。私が申し上げたように、第6区という行政区がないわけですよ。上の1区、2区、3区、4区、5区とか、ほかの地区もですけれども、何も必ず行政区の名前が集会所の名前になるとは言わないというか、違うのはわかりますけれども、もう1区から5区とか見たら役場のほうで直すということはないんですか。今の課長の言い方だと、集会所の名前は地域のほうからの希望で決まるということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） いろいろ集会所の名称も、行政区の名前とか地域の名前になっている場所もございます。それで、こちらから6Aの区長さんにお話をさせていただいて、どのようにお考えになるか、それでこちらからアポイントをとって、6A区集会所がよろしいのか、現状のままがいいのか、それを行わせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号指定管理者の指定について（柴田町地区集会所）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号指定管理者の指定について（上川名構造改善センター、葉坂構造改善センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号指定管理者の指定について（富上農村公園、入間田農村公園及び成田農村公園）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号 指定管理者の指定について（柴田町地域福祉センター）

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第57号指定管理者の指定について（柴田町地域福祉センター）を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第57号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、指定管理者制度により管理している柴田町地域福祉センターが、平成31年3月31日で指定期間満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、同年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう

お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第57号指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の43ページをお開きください。あわせて議案第57号関係資料をごらんください。

ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、柴田町地域福祉センターの指定管理期間が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き施設の管理運営について、施設の管理の業務を指定管理者に行わせるものです。それに伴い、指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称ですが、柴田町地域福祉センターであります。

所在地については、柴田町大字船岡字中島68番地となります。

指定をしようとする法人その他の団体は、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会です。

次に、指定の期間ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日の5カ年とするもので、指定管理を中心としたもので公募によらない単独指名であることを考慮し、前回同様、指定管理期間を5年間といたしました。

資料をごらんください。

指定管理者が行う業務の範囲ですが、地域福祉センターの施設、附属設備、備品の維持管理・修繕、入所事業者との調整・監督、さらに各種経費の精算、その他地域福祉センターの運営に必要と認められる事項となっております。

なお、併設しているデイサービスセンターについては、使用許可としておりますので、使用許可を受けた者が当該デイサービス部分について管理を行うこととなります。

指定管理候補者の選定の経過でございますが、指定管理の公募の方法については、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定管理手続等に関する条例第3条の公募によらない選定とし、平成30年10月22日、第1回指定管理者選定委員会を経て、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会を単独選定いたしました。

指定管理者の候補者の公募によらない選定理由でございますが、同法人は各種団体の事務局やボランティア活動で地域福祉の中心的役割を担っていることや、地域福祉センターに常駐し利用者に対応できること、またこれまで地域福祉センターの指定管理業務の経験と実績があるということで、柴田町社会福祉協議会を選定したところでございます。

選定の結果であります。平成30年12月18日に開催されました指定管理選定委員会において、

申請者から提出された申請書をもとに、指定管理に係る社会福祉協議会から、地域福祉センターの指定管理に係る管理運営方針や管理運営の具体的な取り組みサービスの向上などを審査いたしました。

審査に当たっては、4つの選定基準の7項目を基準点数を3点とし、業者の申請書と説明内容により加点・減点を行う方式で採点が行われました。採点の結果は、各委員の点数の合計から平均値を算出した結果、標準値21点を超える26.4点となったことから、指定管理選定委員会により社会福祉法人柴田町社会福祉協議会が地域福祉センターの指定管理候補者として選定されたものでございます。

選定の結果を受け、去る平成31年2月8日に指定管理者と仮基本協定を締結したところでございます。

以上で、地域福祉センターの指定管理者の指定の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号指定管理者の指定について（柴田町地域福祉センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第58号 指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村）

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第58号指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村）を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第58号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、指定管理者制度により管理している柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村が、平成31年3月31日で指定期間満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、同年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） それでは、議案第58号指定管理者の指定について詳細説明をいたします。

議案書45ページをお開きください。

議案第58号指定管理者の指定についてです。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村の指定管理期間が平成31年3月31日で満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、同年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。このことから、指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称ですが、柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村です。

次に、指定をしようとする法人その他の団体ですが、柴田町大字本船迫字上野4番地1、一般社団法人柴田町観光物産協会です。

指定の期間ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものです。

議案第58号関係資料をごらんください。

指定管理者が行う業務の範囲については、町の観光及び地域の情報の発信に関する業務を初め、船岡城址公園スロープカーの運行及び利用料金に関する業務、インバウンド誘客の推進及び「花のまち柴田」インバウンド推進協議会の運営に関する業務、太陽の村の使用の許可に関する業務、各種体験学習の開催、都市と農村の地域間交流の推進に関する業務など、記載の内

容となります。

続きまして、指定管理者候補者の選定までの経緯についてですが、平成30年度9月会議において平成31年度から平成35年度までの指定管理料（債務負担行為）の議決をいただき、平成30年10月22日の指定管理者選定委員会において公募による選定となりました。平成30年11月1日から1カ月間公募を行ったところ、一般社団法人柴田町観光物産協会1者から申請の提出がありました。平成30年12月18日の指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者の選定が行われ、一般社団法人柴田町観光物産協会がプレゼンテーションを行うとともに、提出された事業計画書をもとに審査を行いました。審査の結果、適正ラインをクリアしたことから、一般社団法人柴田町観光物産協会を指定管理者の候補者として選定し、平成31年1月28日に指定管理者仮基本協定書の締結を行っています。

次のページをお開きください。

審査結果ですが、審査項目は採点集計表にある9項目となります。住民の平等な利用の確保、利用者に対するサービスの向上、施設の効果的な活用、管理経費の縮減、運営管理体制、経営の健全性・安定性、個人情報 の適正取り扱い、観光振興及び地域の情報発信と郷土の特産品等の開発及び販売等、地域資源の活用と都市農村交流、以上9項目を選定委員6人が5段階評価で審査したところ です。「よい」が5点、「ややよい」が4点、「普通」が3点、「やや悪い」が2点、「悪い」が1点の採点で、平均3点以上、合計27点以上で適正と認めるものでした。

以上のことから、一般社団法人柴田町観光物産協会を指定管理者の候補者として選定しています。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） この件については、事前に全員協議会なんかでも説明受けているんですが、きょう改めてこの採点集計表というのを見ていてちょっとお聞きしたいのは、審査基準点、平均点が3で、採点平均点、全部3点以上超えているから合格ですよということですが、4項目かな、3.333というのがありますね。住民の平等な利用の確保とか運営管理体制、あとは個人情報の適正取り扱い、最後が5の施設設置目的に応じた運営の（1）ですけれども、どうなんですかね、私からすると3点をどうにか超えたという評価なのかなと思うんですが、町としてこれらの項目というのをどのように評価しているのですか、観光物産協会について。

まあ、合格は合格なんでしょうけれども、申しわけないですが社会福祉協議会なんかは4点

台もあるし、3.8とか3.6とかとあって、これと比較すると残念ながら観光物産協会、私は町としては評価低いのかなと思えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） あくまで、この審査基準点、平均点が3点ということで、3点をクリアすれば今回の採点は合格だよ、クリアするよというようなことになるわけなんですけれども、確かに社会福祉協議会と比較しますと点数が低いというようなご指摘なんですけれども、一つ一つ審査項目あるわけなんですけれども、それを6人の審査員が、プレゼンしていただいた内容、あるいは事業計画書を確認した上で、厳しく審査をした結果だというふうに見ております。

ですから、今回は逆に、今、舟山議員がお話しになりましたこの3.333というのが出た項目については、逆に今後のこれからの指定管理の中で、この辺は十分注意して運営に当たってくださいという指摘にもなるかと思いますので、逆にこれから、次回の指定管理、どうなるかわかりませんが、この辺を意識した上での運営を行っていただけるようお願いしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） この物産協会と、社会福祉協議会もなんですが、個人情報の適正取り扱いというのが、観光物産協会だと平均点3に対しての採点平均点3.333ですね。本当ならばこれは100点の、審査基準点でいう5とか4の「ややよい」とかになって私は当然でないかなと思うんですけれども、これは何か適正ではない取り扱いがあったという評価なんですか。社会福祉協議会、まあ、関連して見てみます。まず、観光物産協会で、この個人情報の適正取り扱いの3.333という、不適正な取り扱いもあったという評価だったのかという点をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 結論から言いますと、特にそういった不適正な処理はありませんでした。ただ、今、観光物産協会のほうで規程を設けておりまして、あくまで個人情報の保護に関する規程というものがございまして、その中でしっかりこの個人情報を管理、保護するというふうな形でプレゼンでも提言しておりますので。ただ、その辺が、この審査員の中では社会福祉協議会とか何かと比べればちょっと点数が低くはついていますけれども、適正に取り扱われたものと私は聞いております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

1カ月間の公募期間があったんですが、柴田町観光物産協会1者のみということだったんですけれども、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実は、民間事業者からも1者、問い合わせがございました。観光物産協会以外にもですね。ただ、そこについては、最終的にはマンパワーが不足すると。いわゆるその事業内容、太陽の村の管理ももちろんですし、スロープカー並びに観光物産交流館、3つの施設の管理ですよというような説明をしたら、3つの管理、施設まではなかなか難しいということで、最終的には辞退したということになります。

これまでは、前はあくまで公募による形じゃなくて、今回初めて公募というような形をとったことによって、そうやって観光物産協会以外の事業者からも関心を持ってもらったということでは、公募にしたその成果があったのかなというふうに見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ただ、もう1者のみですよ。魅力を感じないのかなとかと思ったんですね。結構やりようによっては利益出るんじゃないかなと思うんですが、公募をかけても集まらないということは、よそから見るとどのように見られているかとか、そういうことを考えるきっかけにもなるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、この結果はやはり今後の課題なのではないかなと。

先ほど、舟山彰議員からの質問でも、3.33あるとまあ普通でしょうと見られるだけで、よくやっているとは判断されなかったということも一つ考えていくべきことなのかなと。だから、いろいろ課題はあると思うんですけれども、そういうことに関してはどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 繰り返しになりますけれども、これまでは公募という形をとらずに指定管理の選定を行ってきましたけれども、やはりこういったほかの事業者があらわれたということで、今まで観光物産協会ありきで指定管理が進んでいたものが、いや、やはりそういったライバル会社といいますか、競争会社がやっぱり出てきたということで、ある意味危機感を持ってこれから臨んでいくのかなというふうに見ております。

また、最終的にはこの施設、特に太陽の村だと思うんですけれども、施設管理する中でどうしても建物が老朽化していると。そうすると、そこで営業収益を上げるということ自体、なかなか難しい部分がやっぱりあるのかなと。例えば、今回のこの指定管理を行うに当たりまして、

他町村のいろいろ類似施設をちょっと確認してみたんですけども、例えば亙理町の鳥の海荘があります。あそこも今、秋保のホテルの方が指定管理を受けるようになりました。ただ、それにしても、町が指定管理をお願いしたいとなったときに、当初、今の施設ではだめですよ、あくまで自分の会社のイメージが合うようなホテルに催しがえを、結論から言うとしてもらわないと受け取りませんというような話を受けたと。同じように丸森町のあぶくま荘にしても、指定管理を行うに当たっていろいろそういった民間の会社にも当たってはみたものの、今の施設ではとても受けられませんという話もやっぱり受けておりますので、それと同じように、やっぱり太陽の村にしても、民間の方が入って収益を上げられるようなことができるかどうかとなったときに、恐らく出てこないと私は考えております。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありませんか、はい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第59号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号
雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約について

日程第18 議案第60号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号
雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第17、議案第59号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約について、日程第18、議案第60号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約について、以

上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第59号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事（明許繰越）請負変更契約について、議案第60号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事（明許繰越）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります鷺沼1号雨水幹線工事及び鷺沼6号雨水幹線工事におきまして、工事の一部に変更が生じたため、契約の変更を行うものです。

主な内容は、ボックスカルバートの設置延長の増、交差点部の現場打管渠設置及び落差工設置を行うものです。

請負業者との協議も整い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議題となっております工事請負変更契約について詳細説明をいたします。

議案書47ページをお開きください。

最初に、議案第59号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事（繰越明許）の請負変更契約について説明いたします。

この工事につきましては、平成30年9月6日に工事請負契約の議決をいただき、施工を進めております。

工事の主な変更内容につきましては、道路交差点部における冠水被害が鷺沼排水区においても著しく多い箇所、冠水解消の整備後の効果が大きいため、施工延長を延ばすことなどから増額の変更契約をするものです。これに伴い、契約の金額につきましては、変更前1億6,308万円で請負契約を締結しておりましたが、4,892万2,920円を増額して、変更後の契約金額を2億1,200万2,920円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

なお、平成31年2月5日に仮契約を締結しております。

続きまして、議案書49ページをお開きください。

議案第60号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事（繰越明許）の請負変更契約について説明いたします。

この工事につきましても、平成30年9月6日に工事請負契約の議決をいただき、施工を進めております。

工事の主な変更内容につきましては、鷺沼1号幹線との接合部の法線変更、既設排水路との勾配整合を図るため、施工延長を延ばすことなどから増額の変更契約をするものです。これに伴い、契約の金額につきましては、変更前8,424万円で請負契約を締結しておりましたが、1,708万2,360円を増額して、変更後の契約金額を1億132万2,360円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社竹有土木となります。

なお、平成31年2月5日に仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 工事概要の説明をいたします。

お配りしております議案第59号関係資料をお願いいたします。

改めまして施工場所でございますが、左下の位置図をごらんください。施工地は、これまで継続して施工してまいりました鷺沼1号雨水幹線の延伸になりまして、大河原町の高砂公園から加藤精機製作所脇の矢印部分が施工路線であります。矢印方向に排水がなされます。

続いて、上段の平面図をごらんください。ピンク着色部分が、当初発注しております施工箇所となります。黄色着色については、施工地点の変更に伴います減でありまして、本工事の施工起点は赤書きの施工起点ナンバー26プラス6.7から、黒書きの施工終点ナンバー32プラス10.0まででございました。今回の赤着色部分の延伸部分でございますが、当初計画では町道清住17号線の交差点部の手前までの計画でございましたが、この交差点の上流区域において、降雨時に冠水被害が著しく多い箇所であるために近隣住民からの冠水解消の要望が高く、整備の延伸を図るものであります。

それに当たりまして、緑着色の落差工でございますが、これについては交差点内に船岡の農業用水を確保するための水質障害管が埋設されておまして、それをクリアするためにかさ上げするための落差工でございます。また、現場打管渠2.6メートル掛ける1.4メートル、これにつきましては、町道清住17号線に同じく大河原町の雨水管が入っております。その接続を図るために現場打の管渠を施工するものであります。

続いて、右下の工事概要です。当初、施工延長129メートルに対しまして、変更施工延長が165.3メートルとなり、36.3メートルの延長増となります。内訳は、下段の幅2.6メートル、高さ1.4メートルの箱型のボックスカルバートが、延長129.0メートルから160.3メートルに、31.3メートル延伸するものです。延伸部分の交差点部分には、既設幅1.5メートル高さ0.8メートルの箱型のボックスカルバートが埋設されているため、現場打の管渠にて接続を行います。1号幹線本線の現場打管渠の延長は5メートルで、接続される管渠は3.6メートルです。

なお、今回の工事完成期日については、平成31年3月31日にしておりますが、現在、国に繰越承認申請を行い、承認後に必要な期間変更を実施するものでございます。進捗率は平成31年3月末で40%を見込んでおります。

工事概要については、以上となります。

続きまして、鷺沼6号雨水幹線工事になります。

議案第60号の関係資料でございます。

施工場所ですが、左下の位置図となります。船岡山岸地内となります。図面中央部が施工路線となっております。矢印の方向に排水がなされます。

上段の平面図をごらんください。ピンク着色部分が、当初発注しております施工箇所となります。赤着色部分が、事業推進を図るための上流部に向かい延伸する施工箇所となります。当初計画では落差工の手前までの計画でありましたが、落差工の設置を行いまして、上流側既設水路の底部の排水勾配が不良であることから整備効果が図れないために、排水勾配がとれる箇所まで整備を延伸するものでございます。

また、鷺沼6号幹線の最下流部でございますが、1号幹線との合流箇所については、円滑な合流が図れるように接続の角度を変更したために、1号幹線の取り付け部分の延長を変更しております。そのために赤着色としております。

右下の工事概要です。当初施工延長107.4メートルに対し、変更施工延長が148.4メートルとなり、41メートルの延長増となります。内訳は、下段の幅1.2メートル、高さ1.4メートルのボックスカルバートが延長107.4メートルから148.4メートルに、41メートル延伸となります。現場打側溝の8.1メートルについては変更はございません。また、既設1号幹線との接合部においてNTTケーブルが埋設されておまして、協議により計画線の変更を行い、既設水路の改修延長が変更となっているものです。

今回の工事完成期日でございますが、平成31年3月31日としておりましたが、これについても現在、国と繰越承認の申請手続を行っておりまして、承認後に必要な期間変更をお願いするも

のです。進捗率は平成31年3月末で50%となっております。

工事概要については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

議案第59号の鷺沼1号雨水幹線工事についてですが、当初計画でこれは全く見込めなかったんでしょうか。金額でいえば30%の増額なんですよ。とても大きな、金額だけで見ればとても大きいんですが、冠水被害が多い地区ということは前からわかっていたわけですよ。それがなぜ今になってこういうことになるのか、説明をお願いします。

それから、同じく第60号、鷺沼6号雨水幹線工事ですが、こちらと同じですね。もちろん勾配がとれないとかということが今わかったのかもしれないんですけども、当初計画では全く見込めなかったものんでしょうか。こちら金額でいえば20%以上ですよ、増額になっています。その説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 2件とも2割から3割の増となっております。この増額につきましては、補助事業として実施しているわけですが、その中で6号幹線におきましてNTTケーブルの補償を予定しておりました。それについては当初計画で、ケーブルを管理しますマンホールのワンスパン全体を移設しなくてはならないというようなことで、大きな補償金額が発生するというようなことでありました。それが昨年12月になってやっと協議が整いまして、その結果、大幅に補償費については削減できるということになったために、その工事費のほうに移しまして、この整備のほうに事業費の効果を図ったものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） その補償費って、どのぐらいのものだったんですか。どこまで削減できるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 当初、1スパンの施工につきましては5,000万円ほどの予算をお願いしておりました。確保しておりましたが、それにつきましては一気にその箇所だけのかさ上げが可能だということで、500万円程度に下がったものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初に質問した、当初計画でここまで本来必要だということは見込めなかったものなんですかということなんです。議案第59号の1号雨水幹線であれば36メートルも延長していますよね。それって金額でいっても3割増なので、それであれば、本来であればやはり当初からここまで計画すべきじゃないんですか。どうなんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） この1号幹線につきましても、上流側にあと200メートルほどの延長、整備計画区間が残っております。それで事業費が、国からのその事業費の割り当て分についての工事発注となったために、当初についてはその当初発注分で抑えたこととなります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 議案第59号、第60号、両方なんですけど、何か先ほどの説明だと、本来は3月31日までに完成予定なのが、第59号だと進捗率40%、第60号のほうは50%ですか、それで国へ変更申請予定ということなんですけど、今度変更申請するとしたら完成時期というのはいつの予定なのか、まずお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 完成期日予定でございますが、双方とも今年度の秋を、9月ごろを見込んでおります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） あのですね、今、ことしの秋ということで、それは完全に見込めるということなんです。というのは、石巻市のたしか護岸工事が、何かその頼んでいた業者の進捗率がちょっと悪過ぎるというので、石巻市が業者を変更すると言ったら、業者がへそを曲げたと言ったら悪いんですが、工事を続けてくれというケースがありました。ちょっと私、進捗率が40%とか50%と聞いて、今度はことしの秋までにと変更する予定だというふうに今答弁ありましたけれども、大丈夫なんですか、その40%から50%でことしの秋までにというふうにできるんですかと、まずお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） ちょっとお待ちください。先ほどの答弁で、ことしの秋でなくて、「今年度の秋」と言ったような気がするんですが、その辺……、「ことしの秋」です。訂正方お願いしたいなというふうに思います。答弁を求めます。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 先ほどの答弁の中で、「今年度の秋」ということの発言をいたしました。それについては「平成31年の秋」ということとなります。

それで、先ほど秋ということをお話ししたのは、済みません、6号幹線については秋ご

ろの完成を見込めるわけなんです、1号幹線、これについては平成31年12月ごろと訂正させていただきます。申しわけありません。

○議長（高橋たい子君） その時期で大丈夫でしょうかという質問のようですが、答弁を求めます。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 先ほど説明した工期で完成を図れる見込みでございます。大丈夫です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） この雨水対策全体のこの計画期間というんですか、つまりこの1号とか6号だけでもこういうふうに1年とか半年ずれているということは、全体的にも、もう計画の期間というのはずれているとまず認識していいのかどうか。

それと、この2件とも、4,800万円とか1,700万円かな、金額がその許容範囲での増加にとどまっていると理解していいのかですね。今何でも建設工事、極端に言うと沖縄の場合なんかかなり増加するのではないかとか期間延びると思うんですが、この雨水対策事業でいう期間全体について今見込みというのはどうなのか。申しわけないですけども、業者にだらだらと金かかるものや、追加してください、期間延ばしてくださいとは言わないでしょうけれども、私からするとやっぱり少しでも早くこの雨水工事ですね、昔の加藤徳広議員なんか一生懸命ここをやった計画というかあれなので、ちょっとそこですね、全体的な計画のその期間への影響とかというのはどうなのかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） この鷺沼地区排水路の雨水計画、全体計画につきましては、平成22年ころでございましたが、そのときの事業期間については平成37年度と記憶しております。ただし、事業費が思うように、その伸び悩んでいる等につきまして、今後、事業期間全体の変更が必要と考えております。また、事業費につきましても、当初よりも膨らんでいるのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 許容範囲かという質問のようですが。経費のほうがね。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 失礼いたしました。契約額につきまして、今回20%を超え、そしてもう1件については30%ということでございますが、これは国交省との基準内で実施しております。（「はい、ちょっと、補足」の声あり）

○議長（高橋たい子君） はい、町長、補足。

○町長（滝口 茂君） 実は、下水道ですが、前倒し前倒しで予算をいただいております。です

から、全て明許繰越でやらせていただいております。そうすると、来年度の事業も多分また同じことになるのではないかなというふうに思います。補正予算で8億円の事業費だったと思うんですが、予算化させて補正予算を組ませていただきました。これは明許繰越ということなので、本来であれば平成31年度は予算要らないわけですよ、工事。ところが、国は31年度も出しなさいと、こういう話でございます。もしそれが来ると、またその業者の取り合いになってしまうという面もあって、また議会にこのような場面が想定されることが出てくるということは言っておかないと、あの場面でちゃんとやっていくと言ったのにもかかわらずという話になりますので、そういう予算との関係があります。工事のおくれと、その予算との関連もありますので、一方的に業者が遅いというわけではないということもご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事（繰越明許）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第61号 平成30年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第19、議案第61号平成30年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第61号平成30年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では事務費や事業費の確定等による減額補正となっておりますが、ふるさと柴田応援基金への積立金やほ場整備事業に要する経費等を措置し、歳入では事業費確定に伴う国県支出金の財源補正を初め、地方消費税交付金及び地方交付税の交付見込みによる補正、財政調整基金への戻し入れなどの補正を行っております。あわせて人件費の補正及び繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更、地方債の変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ8,370万7,000円を減額し、補正後の予算総額を132億8,681万円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書51ページをお開きください。

議案第61号平成30年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,370万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億8,681万円とするものです。

補正の主なものは、国の平成30年度第2号補正予算に対応するものとして、中名生・下名生地区と葉坂地区のほ場整備に係る農地整備事業負担金を予算化したほか、ふるさと柴田応援推進事業に係る所要額に対する補正、財政調整基金などへの戻し入れ及び人件費や各事業費の確定などによる増減について計上しています。

56ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加2件になります。

8款1項土木管理費、木造住宅耐震改修工事助成事業補助は、助成申請者の住宅建てかえ工事に期間を要することなどによるもので、事業完了は9月末を予定しています。

5項住宅費、町営住宅建設事業については、建築工事に伴い仮設計画の協議に期間を要したことにより、平成30年度の予定出来高に達しない見込みによるもので、事業完了は9月末を予

定しております。

57ページになります。

第3表債務負担行為補正です。追加7件、変更9件となります。

1の追加7件の事業は、いずれも平成31年度当初から遅滞なく事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

2の変更9件は、予算額の確定により、限度額を記載のとおり変更するものです。

58ページをお開きください。

第4表地方債補正です。変更4件となります。

変更4件のうち、県営水利施設整備事業負担金、地方道路等整備事業費及び緊急防災・減災事業費については、事業費の確定による減額補正です。ほ場整備事業負担金については、国の補正予算で対応する中名生・下名生地区及び葉坂地区農地整備事業負担金の増額に伴う補正であります。

次に、61ページをお開きください。

歳入です。

主なものについてのみ説明させていただきます。

6款1項1目地方消費税交付金1,026万4,000円の減は、交付額の確定によるものです。

その下、11款1項1目地方交付税2,945万3,000円の増額は、復興特区における課税免除分などに係る震災復興特別交付税の増によるものです。

次に、62ページをお開きください。

14款2項2目衛生手数料2節し尿汲取手数料186万5,000円の減は、合併浄化槽や公共下水道の普及などに伴うし尿くみ取り券売りさばき見込みの減による減額補正となります。

15款1項1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金2,189万7,000円の減は、支給対象児童数の減少に伴う児童手当交付金の交付決定見込みによる減額補正です。

63ページになります。

2項2目民生費国庫補助金3節子育て支援交付金145万6,000円は、子ども・子育て支援事業国庫補助金の交付見込みによる減額補正です。

2項5目土木費国庫補助金2節防災・安全社会資本整備交付金220万円の減は、道路新設改良事業における交付金の確定に伴う減額補正です。

6目教育費国庫補助金258万6,000円の増は、幼稚園就園奨励費補助金の決定見込みによる増

額補正となります。

64ページをお開きください。

16款 1 項 1 目民生費県負担金 4 節児童手当負担金502万円の減は、国庫支出金と同様に、支給対象児童数の減に伴う交付決定見込みによる減額補正となります。

65ページになります。

3 項 3 目教育費委託金 2 節社会教育費委託金877万1,000円の減は、中名生・下名生地区及び葉坂地区埋蔵文化財確認調査業務委託金のそれぞれの委託費見込みによる減額補正となります。

18款 1 項 2 目ふるさと応援寄附金 1 億4,000万円の増は、3月補正時点での寄附金総額について増額補正となります。この寄附金については、本補正予算の歳出において、特定目的基金に積み立てを行います。

66ページをお開きください。

19款 1 項 2 目基金繰入金 2 億431万6,000円の減のうち、1 億8,534万1,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。これによります財政調整基金の残高は12億6,716万6,264円となります。また、図書館建設基金については、船岡西一丁目地内の図書館整備用地取得費の確定により1,897万5,000円を減額し、図書館建設基金に戻し入れを行います。

67ページになります。

22款 1 項 1 目農林水産業債810万円の増、2 目土木債400万円の減、3 目消防債200万円の減は、先ほど地方債補正で説明しました内容での補正計上となります。

68ページからは歳出です。

歳入と同様に、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

69ページになります。

2 款 1 項 2 目企画管理費 8 節報償費から14節使用料及び賃借料までの補正は、ふるさと柴田応援推進事業の所要額の減額補正計上となります。25節積立金 1 億4,000万円の増は、歳入で受けた寄附金をふるさと柴田応援基金に積み立てを行うものです。これによります基金の残高は1 億9,000万円となります。

73ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費28節繰出金345万7,000円の増は、国民健康保険事業における財政の健全化及び保険税負担の平準化に係る財政安定化支援事業分などを措置するもので、国民健康保険事業特別会計へのルール分の繰出金となります。

3 目心身障害者医療対策費20節扶助費207万6,000円の減は、受給者の自己負担額が見込みよ

り少なかったことによる減額補正となります。

5目障害者更生援護事業費13節委託料の日中一時支援事業委託料103万2,000円の増は、利用者の増による増額補正となります。

74ページをお開きください。

2項2目児童措置費20節扶助費3,193万5,000円の減は、支給対象児童数の減少に伴う児童手当の減額補正となります。

76ページをお開きください。

4款1項1目環境衛生総務費19節負担金補助及び交付金2,190万円の減は、仙南地域広域行政事務組合の柴田斎苑に係る負担金の確定による減額補正となります。

77ページになります。

7目予防費13節委託料634万8,000円の減は、任意予防接種委託料から青年期健康診査委託料まで各種健診等の実績に基づく減額補正となります。

78ページをお開きください。

2項1目じん芥処理費19節負担金補助及び交付金728万6,000円の減は、仙南地域広域行政事務組合の仙南リサイクルセンター及び仙南クリーンセンターに係る負担金の確定による減額補正となります。

79ページになります。

6款1項9目農業水利費19節負担金補助及び交付金のうち600万円の減は、県営事業費の減額に伴い、水利施設整備事業負担金が減額となったものです。

80ページをお開きください。

11目ほ場整備事業費19節負担金補助及び交付金1,332万6,000円の増は、地区ほ場整備事業推進事業補助の減額と、地方債で説明しましたとおり、国の補正予算に対応する中名生・下名生及び葉坂農地整備事業負担金の増額補正となります。

81ページになります。

6款2項3目町有林管理費13節委託料734万2,000円の減は、事業見直し等による減額補正です。

82ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費13節委託料339万6,000円の減及び19節負担金補助及び交付金299万9,000円の減は、それぞれの事業費の確定見込み額に伴う減額補正です。

83ページになります。

4項3目公共下水道費28節繰出金943万9,000円の減は、公共下水道事業特別会計への事業費見込み額に伴う減額補正です。

84ページをお開きください。

5項2目住宅建設費22節補償補填及び賠償金255万7,000円の減は、それぞれ事業費確定見込みに伴う減額補正となります。

85ページになります。

9款1項1目消防総務費15節工事請負費136万7,000円の減は、指定避難所防災基盤整備工事完了に伴う減額補正となります。

86ページをお開きください。

10款1項2目教育管理費19節負担金補助及び交付金のうち586万4,000円の減は、幼稚園就園奨励費補助の見込み額に伴う減額補正となります。

89ページをお開きください。

5項3目しばたの郷土館費7節賃金のうち146万2,000円の減及び14節使用料及び賃借料677万1,000円の減は、中名生・下名生地区及び葉坂地区ほ場整備区域内の埋蔵文化財発掘調査業務の事業費見込みに伴う減額補正となります。

4目図書館費17節公有財産購入費1,897万4,000円の減は、図書館整備用地取得費確定に伴い減額補正するものです。

90ページをお開きください。

6項2目保健体育施設費17節公有財産購入費496万8,000円の増は、これまでリース料を支払って使用していた船岡体育館プレハブ倉庫を購入するために増額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時5分、再開いたします。

午後0時06分 休 憩

午後1時05分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

先ほどの議案第60号及び議案第61号について、訂正の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第60号について、町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど、第60号議案の冒頭で私が、「鷺沼1号雨水幹線工事（明許繰越）」と読んでしまったようでございます。これは、「鷺沼6号雨水幹線工事」、それから「繰越明許」が正しいということでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第61号について、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 76ページでございます。4款1項1目環境衛生総務費の19節の負担金補助及び交付金で仙南地域広域行政事務組合負担金でございますが、これを「2,190万円」と読んでしまいました。「2,190万7,000円」に訂正させていただきます。おわび申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず、1款議会費68ページから4款衛生費78ページまで、次に6款農林水産業費78ページから10款教育費90ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

65ページの16款県支出金3項委託金の3目教育費委託金1節の教育費委託金で、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金がマイナスになっていますので、この説明をお願いします。

それから、その下の2節社会教育費委託金、埋蔵文化財確認調査は、どのような状況まで進んだのでしょうか。ここでマイナスになっている理由をお聞かせ願います。

それから、66ページの一番上、19款繰入金の2目基金繰入金、図書館建設基金、先ほど用地取得が確定したためという説明があったんですが、全部購入したんでしょうか、確認です。今まだ残っているところがあるのかなと思うんですが、実際どのような状況になっているのか。

それから、図書館建設基金は幾らになったのか。この分を戻したから幾らになったのかと、それから工事が終了したかと思うんですが、駐車場にするための経費というのは、あれはどこで出たんでしょうか。図書館の経費として見られたものなのかどうか伺います。以上です。

○議長（高橋たい子君） 4点ですね。（「はい」の声あり）それでは、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 65ページ、教育費委託金17万7,000円の減ということですが、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金ということで、県の委託事業、スクールソーシャルワーカー2名の方を活用して行っております。こちらは事業費の確定に伴う決定による減額に

なります。

○議長（高橋たい子君） 続いて、生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 2点目の65ページの社会教育費委託金、中名生・下名生地区埋蔵文化財確認調査業務委託金、それから葉坂地区埋蔵文化財確認調査業務委託金の関係ですけれども、こちらのほうは県から委託された事業なんですけれども、町が実施すると。これはかなり天候に左右されるものでありまして、それから土中の中から文化財が出てきたときには、かなり期間が変わってくる、作業も変わってくるというような不確定要素がかなり多いものがございます。

県との協議を重ねて、当初は不足しないように十分な期間と費用を計上したものでございましたが、今回、大体約5カ月間の、10月1日から5カ月間の期間で設定をしておりましたけれども、埋蔵文化財が余り出てこなかった、それから雨とか雪とか、あるいは凍結とか、そういったことがほとんどなく天候に恵まれたということで順調に進んだものですから、約2カ月間で終了したということのでかなりの減額になったということでございます。

それから、66ページ、基金繰入金、図書館建設基金の関係ですけれども、土地の購入につきましては完了はしております。こちらは4,266平米分で8,102万5,949円で購入しております。

それで実は、ご存じのとおり、業者のほうはまだ借用している部分がございます。これは998.78平米なんですけれども、こちらは町との覚書の関係で、平成32年12月31日までに契約をするということとしております。

基金の残高につきましては、今回補正でお認めいただいて、1億6,960万8,845円になると計算しております。

それから、駐車場の関係ですけれども、伐採も終わりました、今順調に駐車場整備のほうが進んでおります。それで、こちらのほうは基金からということではなく、町の一般財源から整備しているというような状況でございます。こちらのほうは、桜まつりでも活用したいというふうな考えでおりますので、3月の中旬から20日ぐらいまでには完成したいなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 埋蔵文化財の確認調査というのは、そうすると2カ月で全て終了したと考えてよろしいのでしょうか。それで、結果、余り出てこなかったというお話だったんですけれども、どうだったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） ほ場整備に係る区域に対して実施したわけですが、そこでは、中名生・下名生地区についてはおおまかに、必要なところを6カ所やりました。葉坂につきましても6カ所やりました。ただ、本格調査、本調査と呼んでいますけれども、本調査が必要なところは2カ所ほどございまして、そちらのほうは来年度実施予定ですが、ここは県との協議の中で、今協議中ですが、どのようにしていくかというのを決めていくというところでございます。

ただ、想定していた、もっといろいろなところから出てくるのではないかと、いうふうに思っていたところなんです、それほど出てこなかったというのが正直なところなんです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、ほ場整備には何ら影響ないということなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） ほ場整備に影響がないかという形になると、実はその埋蔵文化財の発掘スケジュールとかそういうところとの関係もあるわけなんです、中名生・下名生地区においては、来年度、平成31年度は工事じゃなくて文化財調査になります。それで、本来でしたら、今年の8月ぐらいまでにいろいろな調査が終えていたら、31年度も工事の予算がつくところなんです、国のほうに予算要望のエントリーの締め切りがあって、ちょっとそういうことになっています。

ただ、県のほうには、柴田町、補正いつでも受け入れますからというお話をさせていただいて、なるべく早く工事が進捗するように、県とか国のほうには働きかけております。以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、68ページの議会費から78ページの衛生費までに対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、69ページの真ん中の企画管理費、8節の報償費からずっと、いわゆるふるさと柴田応援寄附金のことなんです、このふるさと柴田応援基金、補正前が5,000万円で今回1億4,000万円だと、1年間で結局1億9,000万円寄附してもらったということだと思んですが、お聞きしたいのは、今回は報償費がマイナス5,219万2,000円、委託料もマイナスの1,763万7,000円ということで、逆に言うと、1億9,000万円いただいた費用対効果

の費用のほうというのが最終的に幾らになったのか、またその割合ですね、費用対効果ということで、まずその点をちょっとお聞きしたいんですが。これが1点目です。

2点目は、74ページに児童措置費の児童手当がマイナス3,193万5,000円となっていますが、これは対象とする児童が見込みよりも結局どのくらい減ったと考えられるのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 1点目、ふるさと柴田応援寄附の経費関係でございますが、まず今年度のふるさと柴田応援寄附の状況からご説明いたしますと、実は平成30年度、昨年までは非常に伸びが好調でございまして、9月時点では約1.6倍で、12月補正の11月時点では1.8倍まで伸びたところではございました。ただ、12月に入りまして、いわゆる一部自治体がアマゾンポイントとか、自治体が費用を負担することによって寄附される方の恩典を図るということで、そちらに多分食われたということもあるんですけれども、1月時点では昨年より300万円ほどしか上回らない状況になったということで、2月末現在のふるさと柴田応援寄附の状況は合計で1億9,318万5,000円という結果となっております。

前年度に比べて大体370万円ほど多いということで、今年度最終的には、昨年度が1億9,400万円でしたけれども、昨年度とほぼ同様か、あるいはそれを若干上回る、12月補正で3億円ぐらいを見込んだんですがそれにはちょっと難しい状況だということで、経費のほうについてはいわゆる返礼品とかを準備しなければなりませんので、それに見合った額ということで補正したので、今回の費用、減額がちょっと大きくなったということがまず前段としてあります。

そうした中で、費用対効果ということでございますが、実際に現段階で費用、これぐらいかかって、いただいた額の何割かということはちょっと数字としては持ってございませんけれども、今までの経過として、寄附金額に対して必要になってくる経費、いわゆる返礼品としての報償費、あるいはポータルサイトへの委託料、使用料については、約5割ぐらいが経費となってくるというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 74ページ、児童措置費の中の扶助費、児童手当の関係でございますけれども、当初見込みです。児童の延べ人数で5万2,000人ほどを想定しておりましたけれども、実際3月末で試算しましたところ、4万9,791人というふうなことで、対象児童数が減少しているというふうなことになります。月平均でいきますと、4,335人で見ていたものが4,149人ということで、180人ほど減っているというふうな状況になってございます。

主な内訳ですけれども、やはり出生数の減少、それから転入とかそういったことも若干減少しているというようなことで、このような状況になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） ふるさと納税のほうですけれども、柴田町の返礼品の金額というのは、総務省の基準というかあれでいくと、その30%以内というのにはおさまっているのかというのが一つと、いわゆる地場産品であるかどうかということですね。ほかの市町村で、例えばその出身者のスポーツマンとか芸能人のグッズみたいなのを売るとかですね、例えば柴田町でも牛タン関係が、どうなんですかね、牛タンといえば宮城県というよりは仙台の名産というようなイメージあるんですが、そういったものも柴田町の返礼品として扱うというようなことが、現在と今後の総務省のより厳しくなる基準の中で大丈夫なのかという、ちょっとその辺お聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 1点目の30%におさまっているかということで、昨年の実績で申しますと、報償費の内訳は寄附金額に対して35.8%ぐらいだったと思います。ただ、その35.8%の中には、返礼品そのもの以外に送料も含んだ額でございまして、返礼品だけだと3割以内におさまっているということでございます。

それから、地場産品の関係で、牛タン関係ということですが、柴田町で牛タンを取り扱っているのは町内に事務所のある福祉法人ですので、そのあたりについては地元にはゆかりがあるということで問題ないものと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 去年の10月とかの状況と、ことしの1、2月、特に新聞に載るような自治体が駆け込みでいろいろ、アマゾンがどうかとやったわけなんですけど、柴田町は何かそういう対策というのはとったんですか。この1、2月、この3月もですけれども、そのままだったのか、最後ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 12月に、アマゾンポイントとかそういう独自の自治体としての策ということだと思っておりますけれども、このアマゾンポイントについても、総務省の考え、通知がございまして、自治体が費用を負担するポイント分については返礼割合に本来含めるものであるという見解をとってございます。ですので、もしポイント分を返礼割合に加えますと自治体によっては3割を超える場合が出てくるということでございますので、特に今の

段階で、柴田町の場合は返礼品そのもので3割程度でございますので、独自のそういったポイントということの対応はいたしませんでした。総務省の従来からの3割以内、地場産品という通知を真面目に守ってやってくるということです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

次に、78ページの農林水産業費から90ページの教育費までに対する質疑を許します。質疑ありませんか。5番桜場政行君。

○5番（桜場政行君） 桜場です。

90ページの保健体育施設費です。17節公有財産購入費、船岡体育館プレハブ倉庫の購入となっておりますが、場所と、わかる範囲でこの行程の内容というか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） このプレハブ倉庫ですけれども、船岡体育館の西側に面したところ、いわゆる自衛隊の敷地と体育館の間の細長いところに建てているものです。

建てた経緯としましては、町民体育館が震災で大きな被害を受けて、平成25年に取り壊しをするということで、このプレハブ倉庫を借りまして、リースしまして、町民体育館にありました椅子、それから展示用のパネル等をおさめる場所というところでこのプレハブをリースして、今そこにおさめて町民の方々に使っていただいているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 再質疑かちょっと……、その倉庫購入の行程というか、スケジュール、今1問目にちょっと質問したんですけれども、そこ、抜けていたと思いますけれども。

○議長（高橋たい子君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） このプレハブのリースは、平成25年から始めたもので、平成30年からはもう再リースになって入っております。1年間に153万9,000円ほどかかる、それからその後、総合体育館のほうのスケジュールも今2年延びていますので、この期間を考えますと購入したほうが安価であるということでこの補正予算で購入しまして、その後はお金がかからないような形にしたいということで今回購入費で上げております。（「違うんだな」「スケジュール」の声あり）

○議長（高橋たい子君） スケジュール。（「そう」の声あり）ですよね。ということで、課長。（「スケジュール」の声あり）

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） スケジュールとしましては、3月31日で今回リースが終わ

りますけれども、リースの契約が終わり次第、すぐに購入という形で今業者のほうと打ち合わせをして、すぐ購入の手続に入るとい形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ということにします。はい、どうぞ。

○5番（桜場政行君） ありがとうございます。

だとすると、例えば3月31日までにリース期限が終わりますよね。そうすると、4月以降に工事が始まると思うんです。そうすると、今の備品関係はどの辺に整理するというか、置いておく関係なのかなと思うんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今現在あるプレハブの倉庫を購入するもので、取り壊してまた新しいものをつくるというものではございません。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、80ページの林業総務費の報償費170万円、イノシシ捕獲報償ということで、これは何頭イノシシを捕獲したということでの報償費なのか。

2点目は、81ページの一番下のほうのコミュニティプラザ管理費の需用費、修繕料220万4,000円というのがどの部分なのか、ご説明願いたいと思います。以上です。

○議長（高橋たい子君） 最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） イノシシの捕獲の報償関係でございますが、当初予定としては100頭ということで見積もっておったわけなんです、結果なんですけれども、11月15日から狩猟期間が始まりまして、3月末までという形になるわけなんです、12月末までで138頭、実は捕獲されていまして、この予算に関してはほかのというか、支払いを猶予していただいているわけなんです、今後、ことしは有害鳥獣捕獲から始まって、イノシシがどのぐらいとれているかということになりますと、有害鳥獣捕獲、国のほうの予算で、農水省の予算で捕獲したものにしまして、これは今現在も続いてはいるんですが、83頭。あと今回補正をお願いしている狩猟捕獲、こちらに関しては11月末現在で138頭なんです、一番新しいデータで1月末現在で161頭。あとは、指定管理捕獲ということでことし初めて出てきたんですが、こちらは環境省のほうの予算でございます。こちらに関しては生物の生息環境保護の観点から、農水省のほうは農業被害を防止する観点から、真逆なんです、そちらのほうで55頭ということで、1月末現在では299頭捕まっております。

昨年が221頭ということなので、既に78頭多くなっているんですが、ここ2月、3月、今3

月初めまでの現在からすると、それまでのような勢いはちょっとなくなっはきてはいるんですが、やっぱり天気がですね、雪とか降ると割と捕まりやすいんですけども、降っていないのでなかなかおりに入っていないというような状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 81ページのコミュニティプラザの修繕料になりますけれども、今回、3つの修繕を実は上げさせていただいております。

まず1つは、JRの船岡駅の2階改札口のところにシャッターがあるんですけども、利用者がこのシャッターを、要するに夜間閉鎖するためのシャッターなんですけれども、このシャッターの巻き込み部分にちょっとゆがみが生じているということで、利用者の安全確保を図るために今回シャッターの修繕を行うものでございます。

2つ目は、槻木駅になりまして、待合室と改札口の間に自動ドアがございまして。そこが、自動ドアでございまして毎年業者のほうから点検を行ってもらっているわけなんですけれども、20年経過いたしまして磨耗が、損傷が激しくなっているということで、今回やはり利用者の安全を考えて、自動ドアの修繕を行うものでございます。

3つ目になりますけれども、これは同じ槻木駅の2階に事務所があるんですけども、そこにエアコンがついているわけなんですけれども、エアコンを設置してから20年ということで、今回壊れてしまってエアコンを修繕するというような、3つの修繕が入っております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。はい。

ほかに質疑ありますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

81ページの一番上、農林水産業費、林業費の13節委託料で734万2,000円のマイナスになっています。先ほどの説明では事業見直しということだったんですが、その説明を求めます。

それから、同じページの商工費、商工振興費の19節、特産品開発等事業補助が30万円のマイナスになっていますが、余り特産品、開発できなかったということだったんでしょうか。その事業の内容、結果について伺います。

それから、84ページの一番下、土木費の住宅費、住宅建設費の22節、北船岡町営住宅4号棟戻り入居移転補償、マイナスの245万7,000円になっています。この詳細説明を求めます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町有林保育事業関係の委託料734万2,000円の減の内容でございます。こちらに関しては、当初、入間田の馬場と東沢、あと富沢の猪倉地区の作業道を築造して、搬出間伐ということで実施する予定でございました。その予定だったんですが、現地のほうを再度詳細に確認したところ、一部やっぱり、搬出してくるのに作業道をつくってくるわけなんです、その搬出する経路にある林道と農道関係に大型車が入るとダメージが与えられるというか、少し弱い部分があったので、今回の切り出しのボリュームからすると、その作業の道路をつくったりするにはまだちょっと効率が悪いという考えに至りました。

それで、平成31年度から森林経営管理制度というのが始まりまして、これに関しては、民有地の人工林を当然個人の方が、個人とか団体の方、町以外のところが所有しているわけなんです、そちらで例えば管理が行き届かない関係で荒れているというような、荒廃した森林に関しては、今度は町がその方にかかわって経営管理するという新しい制度が平成31年度から始まります。そのために平成29年度から森林台帳システムを導入したり、県の台帳のデータを入力したりということで今まで進めてきたわけなんです、今、町有林に隣接する形でそういった荒廃している人工林がございますので、今後そちらのほうの地区の対応に関しては、民有林とあわせて間伐とかを行ったほうがより有利な形でできるという判断をして、今回その分の費用を減額させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 同じく81ページの特産品開発等事業補助でございますけれども、これにつきましては町のほうで、特産品開発並びに販売促進、そういったことで2分の1を補助しようというような補助金なんですけれども、上限がこのとおり30万円ということで設定しているわけなんですけれども、今回、この特産品開発にかけていろいろこういった周知を図ったんですけれども、残念ながら平成30年度はなかったということで、今回30万円をそのまま落とすような形になります。以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 84ページでございます。土木費の住宅費、補償、補填及び賠償金の4号棟の戻り入居関係でございます。

4号棟につきましては、本年の3月1日から入居が始まったんですが、当初、二本杉住宅に入っておられる方々43戸に対してアンケートをとりまして、そのときには、以前から話もあったんですが、10軒ほど戻る予定で予算化しておりました。ところが、改めてアンケートを再聴取といいますか、もう一度とり直して本人たちの意向確認をしましたところ、2軒が戻り入居

ということで確定しました。8軒分について減額したいということです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今の北船岡町営住宅の戻り入居の件なんですけど、そうしますと新しくできたところには2戸しか入らないということになりますよね。そのほかの方はそのまま古い住宅に住み続けるということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） アンケートで確認しましたら、やはり高齢であるということの話、あるいは言いにくいですが金銭的な問題もありますし、二本杉にとどまりたいという人もおりますし、あるいは今盛んに工事始まりました5号棟、一番南側に建ったときに戻りたいという人もいるということなんです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）大丈夫ですか。
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号平成30年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第62号 平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第20、議案第62号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第62号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費の増額によるものです。

歳入につきましては、普通交付金及び財政安定化支援事業繰入金などの増額です。

歳出につきましては、保険給付費の増額及び特定健康診査等事業費の事業確定に伴う減額であります。

歳入歳出それぞれ2,245万円を増額し、補正後の予算総額を41億7,800万1,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書95ページをお開きください。

議案第62号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,245万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,800万1,000円とするものです。

99ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明をさせていただきます。

3款1項1目災害臨時特例補助金につきましては、82万2,000円を増額補正となります。東日本大震災による原発避難者に係る保険税減免額及び一部負担金免除額の10分の6が補助金として交付されるものです。

4款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金3,687万7,000円を増額ですが、これにつきましては、町が支払う保険給付費等の費用が県から交付されるもので、保険給付費等の増額が見込まれるため補正をするものです。同じく2節特別交付金、特定健康診査等負担金348万8,000円の減ですが、現年度分の特定健康診査等の事業確定見込みによる減額補正となります。

次に、6款1項1目一般会計繰入金345万7,000円を増額ですが、これは財政安定化支援事業の確定見込みによる増額分をルール分として一般会計より繰り入れするものです。

6款2項1目財政調整基金繰入金1,584万6,000円の減額ですが、こちらのほうは特定健康診査等事業の事業確定に伴い、その財源となる財政調整基金の減額や組み替えによる基金への繰り戻しを行うものです。それによりまして財政調整基金の残高は5億504万5,936円となります。

次に、101ページになります。

歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2,263万6,000円の増、3目一般被保険者療養費72万9,000円の増については、それぞれの給付実績に基づき今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

続いて、2款2項1目一般被保険者高額療養費1,351万2,000円の増、2款5項1目葬祭費の50万円の増につきましても、給付実績に基づき見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

次の102ページになります。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分については、国民健康保険事業費納付金の財源について、国保財政調整基金と県支出金と財源の組み替えを行ったものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費1,411万3,000円の減は、特定健康診査等の事業確定見込みによるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第63号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第21、議案第63号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第63号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、下水道使用料、公共下水道事業債、流域下水道事業債などの減額補正であります。

歳出につきましては、阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金、公共下水道管渠等清掃委託料などの額の確定見込みによる補正であります。

歳入歳出それぞれ3,699万2,000円を減額し、補正後の予算総額を21億7,239万5,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議案書105ページをお願いいたします。

議案第63号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ3,699万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,239万5,000円に補正するものでございます。

108ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の追加1件でございます。

2款1項下水道事業費のストックマネジメント業務委託料2,350万円の繰越明許でございます。業務内容は、既設下水道施設の更新工事を効率的に実施するための計画策定でございます。昨年7月に発注しておりましたが、災害発生時の緊急輸送路や防災施設等の連絡する重要路線の見直し業務を追加したことから、年度内完了が困難になったことから全額繰り越しをお願いするものです。ただいまの進捗率は約80%でありまして、平成31年5月末に完了を見込んでおります。

111ページをお願いいたします。

歳入です。主な項目についてご説明申し上げます。

1款1項1目負担金、公共下水道受益者負担金におきまして、1節の現年度分245万7,000円の増額は、5年間の分割納付から一括納付への変更申し出があったことにより増額補正となります。2節の滞納繰越分16万7,000円の増は、確定見込みでございます。

2款1項1目使用料561万4,000円の減額につきましては、公共下水道使用料現年度分、滞納繰越分、賦課漏れ分、それぞれの確定見込みによる減額補正でございます。

4款1項1目他会計繰入金943万9,000円の減額は、一般会計への戻入を行うものであります。112ページでございます。

7款1項町債1目公共下水道事業債1,970万円の減額は、公営企業会計適用債と資本費平準化債の確定によるものでございます。

2目流域下水道事業債510万円の減額は、宮城県阿武隈川下流流域下水道の事業費が確定したことによる減額補正となります。

続いて、113ページです。

歳出となります。

1款1項1目一般管理費13節委託料の81万4,000円の減額は、法適化移行業務委託料並びに受益者負担金納付書等圧着業務委託料の確定見込みによるものです。

1款1項2目汚水管理費13節委託料413万7,000円の減額は、いずれも委託料の確定見込みによる減額補正です。19節負担金補助及び交付金におきましては、宮城県阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金1,388万2,000円の減額並びに大河原町への公共下水道相互利用負担金88万円の減額は、負担金確定によるものでございます。

続く3目雨水管理費13節委託料51万3,000円の減は、今年度、雨による緊急対策の実施がなかったことから減額するものです。

次の114ページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道建設費22節補償補填及び賠償金1,000万円の減は、当初、大原地区の汚水管整備工事に当たり、水道本管350ミリが支障になると見込んでおりましたが、推進工法の立坑位置の見直しにより水道管移設が回避できたため、減額補正するものでございます。

次に、3款1項1目流域下水道費19節負担金補助及び交付金の流域下水道事業受益者負担金526万6,000円の減額は、宮城県において事業費の確定によるものです。

5款1項1目公債費の元金ですが、財源の組み替え補正によるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め、歳入歳出を一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第64号 平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第22、議案第64号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第64号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費の支出見込みによる補正となります。

歳入につきましては、国庫支出金などの減額であります。

歳出につきましては、保険給付費等の減額となります。

歳入歳出それぞれ1,452万9,000円を減額し、補正後の予算総額を29億4,917万9,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第64号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案書の119ページをごらんください。

今回の補正は、歳入に係る介護保険料及び国庫支出金の確定見込みによる補正及び歳出に係る一般会計及び介護給付費の支出見込みの増減の補正を行うものです。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,452万9,000円を減額し、総額29億

4,917万9,000円とするものです。

議案書の123ページをごらんください。

歳入の主な項目のみ説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料第1節現年度分特別徴収保険料1,276万5,000円の増額は、第1号被保険者のうち、年金からの特別徴収対象者が増加したことによる補正となります。同じく第2節現年度分普通徴収保険料682万円の減額は、第1号被保険料対象者の減少による補正となります。

説明順番が変わりますが、最初に3款国庫支出金2項国庫補助金5目保険者機能強化推進交付金478万2,000円の増は、いわゆる介護保険特別事業の評価指標に基づくインセンティブの配分で、今回配分額が確定したことによる増額補正となります。

戻りまして、3款1項国庫負担金1目介護給付費負担金745万9,000円の減。

続いて124ページ、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,854万3,000円の減と、5款1項県負担金1目介護給付費負担金157万6,000円の増額は、おのおの介護給付費負担金の確定による補正となります。

続きまして、歳出の補正について説明をさせていただきます。

125ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費8節報償費10万5,000円の減及び9節旅費の出席費用弁償の1万円の減については、介護保険運営委員会の開催が年4回を予定しておりましたが、2回のみで開催となったことによる減額補正となります。

1款3項1目介護認定費13節委託料、認定調査委託料の32万8,000円の減は、要介護認定調査において、町外や県外の調査件数の減少による補正となります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金162万9,000円の減額、2目地域密着型介護サービス給付費936万円の減、6目居宅介護サービス計画給付費200万円の減は、おのおのサービス給付量が減少となることによる補正となります。

2款2項1目介護予防サービス給付費80万円の増額、2款2項2目地域密着型介護予防サービス給付費200万円の減、5目介護予防サービス計画給付費189万円の減は、サービス給付費が減少する見込みとなったことによる補正となります。

4款2項1目包括的支援事業費13節委託料、包括的支援事業委託料156万円の減、同じく委託料23万1,000円の減並びに4款3項1目一般介護予防事業費13節委託料の一般介護予防事業委託料70万9,000円の減は、柴田町地域包括支援センターの委託の精算見込みによる契約変更

に伴う減額補正となります。

5款1項1目基金積立金479万3,000円の増額は、介護保険給付費準備基金の資金運用に係る利子1万837円と、歳入で説明いたしましたインセンティブ分の保険者機能強化交付金の478万2,000円を積み立てるもので、これにより平成30年度末残高は1億6,408万7,365円となる見込みです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第65号 平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第23、議案第65号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第65号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

歳入歳出それぞれ1,295万2,000円を増額し、補正後の予算総額を3億9,398万4,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書129ページをお開きください。

議案第65号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,295万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,398万4,000円とするものです。

132ページをお開きください。

歳入です。1款1項2目普通徴収保険料1,295万2,000円を増額補正ですが、これにつきましては、被保険者の移動に伴う現年度分保険料の増によるものです。

次に、歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,295万2,000円を増ですが、保険料の増額に伴い、広域連合への納付金を増額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第66号 平成30年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第24、議案第66号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第66号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、加入金、人件費及び中名生・下名生農地ほ場整備事業に伴う水道本管移設工事負担金を補正するものであります。

収益的収入は249万4,000円減額し、補正後の予算総額は12億9,712万円となります。

収益的支出は193万6,000円減額し、補正後の予算総額は12億70万5,000円となります。

資本的収入は1,009万3,000円増額し、補正後の予算総額は7,875万4,000円となります。

資本的支出は2万円減額し、補正後の予算総額は5億3,138万9,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書133ページをごらんください。

議案第66号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算です。

第2条。予算第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。

主要な建設改良事業、既決予定額2億5,048万7,000円から2万円減額いたしまして、2億5,046万7,000円に補正を行うものです。

第3条です。予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のように補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、既決予定額12億9,961万4,000円から249万4,000円減額し、補正後の額を12億9,712万円とするものです。

支出です。第1款水道事業費用、既決予定額12億264万1,000円から193万6,000円減額し、補正後の額を12億70万5,000円とするものです。

第4条です。予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入になります。第1款資本的収入、既決予定額6,866万1,000円に1,009万3,000円増額し、7,875万4,000円とするものです。

134ページをお開きください。

支出です。第1款資本的支出、既決予定額5億3,140万9,000円から2万円減額し、補正後の額を5億3,138万9,000円とするものです。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第5条です。予算第8条に定めております職員給与費を159万1,000円減額し、4,409万8,000円に改めるものです。

次に、143ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。款1水道事業収益1項2目加入金1節加入金249万4,000円の減額補正です。給水工事申請件数が昨年度実績の78%不足であることから、収益減数分を補正するものです。

支出です。款1水道事業費用1項営業費用ですが、目1原水及び浄水費、目2配水及び給水費、目4総係費については、確定見込み等により、給料、手当、法定福利費の人件費の増額及び減額補正をお願いするものです。

次に、144ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。款1資本的収入2項1目1節工事負担金の減額補正となります。宮城県大河原振興事務所で実施しております中名生・下名生農地ほ場整備事業に伴う水道管の物件移転補償となります。当初は断水工法による施工を予定しておりましたが、住宅360世帯に供給する本管であったため、断水することなく行う不断水工法による施工が認められたため増額補正となったものです。

支出です。款1資本的支出項1建設改良費目2水道工事費については、水道事業費用と同じく人件費の増額及び減額補正をお願いするものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午後1時から再開いたします。

ご苦勞さまでした。

午後2時15分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月7日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 8番 斎 藤 義 勝

署名議員 9番 平 間 奈緒美

